

## 現場代理人の常駐義務緩和について

台東区では、新たに現場代理人の常駐義務緩和についての要件を定めましたので、お知らせします。ただし、下記にあたらない場合は常駐することが基本です。

### 1 現場代理人の常駐義務緩和の要件

次のいずれかに該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められる場合

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

なお、これに伴い、工事請負約款を改正しました。

### 2 現場代理人の兼任の要件

次の要件をすべて満たすことを要件とします。

- (1) 契約金額2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）未満の工事であること
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること
- (3) 兼任する工事の件数は現在施工中の工事を含め3件までであること
- (4) 兼任する工事の現場が台東区、千代田区、中央区、文京区、墨田区、荒川区内であること
- (5) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

#### 対象外の工事

ただし、次の要件をいずれか満たす場合は、現場代理人を兼任することができるものとします。この場合、その期間は問わないものとし、兼任届の提出も不要です。

- (1) 単価契約の工事
- (2) 同一あるいは別々の発注者が発注する、密接な関連のある複数の工事(例えば、下水道工事と区間の重なる道路工事)を同一の受注者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合で、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することを認められた場合(ただし、専任の監理技術者については適用されない。)
- (3) 同一あるいは別々の発注者が発注する、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)について、これら複数の工事を1件の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理することを認められた場合

なお、上記によっても、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意してください。専任が適正に行われているかどうかは、J C I S（発注者支援システム）を使用し、確認していきます。

### 3 必要な手続き

必ず「現場代理人の兼任届」を、工事担当課に2部提出してください。

ただし、下記のいずれかに該当する場合には兼任を認めません。なお、虚偽の記載があった場合、現場施工体制に不備が生じた場合は必要に応じて指名停止、契約解除又は工事成績評定からの減点などの措置を行うことがあります。

(1)上記1、2の要件に当てはまらない場合

(2)兼任届の提出がない場合

(3)同一の施設に係る複数業種の工事の期間中に、一業種の工事は施工していないが他業種の工事を施工している場合

(4)その他工事内容等から勘案した結果、発注者又は監督員が安全管理上の理由等により、現場代理人の常駐義務を緩和できないと判断した場合

### 4 適用開始日

平成25年4月1日以降に発注または契約する工事に適用します。